

前回の審議内容について

1 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

㊦【一般】公共工事設計労務単価設定あり

- ・公共工事設計労務単価の77パーセントを基準とした金額とする。
- ・公共工事設計労務単価が改正された場合は、労働報酬下限額も併せて改正する。

㊧【一般】公共工事設計労務単価設定なし

- ・設定のあった直近3年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じた金額とする。
- ・今後、単価が示されなかった職種についても同様とする。

㊨【特別】未熟練者（見習い・手元等）・年金等受給者

- ・労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者は、業務委託契約・指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額の金額965円（1時間当たり）とする。

2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

㊩【一般】

- ・地域別最低賃金の1パーセントを上乗せした金額965円（1時間当たり）とする。
- ・地域別最低賃金が改正された場合は、労働報酬下限額も併せて改正する。

㊪【特別】未熟練者（見習い・手元等）・年金等受給者

- ・【一般】業務委託契約・指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額の金額965円（1時間当たり）とする。

3 適用期日

- ・令和4年4月1日以降に業務を開始する公契約から適用する。

4 意見

- ・特になし

**令和3年2月適用の公共工事設計労務単価から算出した場合の
工事請負契約に係る労働報酬下限額**

※令和3年2月適用の公共工事設計労務単価の77%で算出しており、労務単価が改正された場合は、改正後の公共工事設計労務単価の77%が労働報酬下限額となります。

【工事請負契約】

(単位:円/1時間当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	2,282	27	普通船員	2,176
02	普通作業員	1,954	28	潜水士	4,072
03	軽作業員	1,521	29	潜水連絡員	2,570
04	造園工	2,022	30	潜水送気員	2,368
05	法面工	2,657	31	山林砂防工	2,744
06	とび工	2,609	32	軌道工	3,956
07	石工	2,792	33	型わく工	2,657
08	ブロック工	2,570	34	大工	2,609
09	電工	2,089	35	左官	2,407
10	鉄筋工	2,378	36	配管工	2,108
11	鉄骨工	2,407	37	はつり工	2,455
12	塗装工	2,561	38	防水工	2,551
13	溶接工	2,782	39	板金工	2,445
14	運転手(特殊)	2,243	40	タイル工	2,022
15	運転手(一般)	2,031	41	サッシ工	2,513
16	潜かん工	3,109	42	屋根ふき工	2,150
17	潜かん世話役	3,658	43	内装工	2,753
18	さく岩工	2,792	44	ガラス工	2,455
19	トンネル特殊工	3,494	45	建具工	2,185
20	トンネル作業員	2,561	46	ダクト工	2,070
21	トンネル世話役	3,610	47	保温工	2,378
22	橋りょう特殊工	2,849	48	建築ブロック工	2,759
23	橋りょう塗装工	3,109	49	設備機械工	2,387
24	橋りょう世話役	3,273	50	交通誘導警備員A	1,512
25	土木一般世話役	2,378	51	交通誘導警備員B	1,281
26	高級船員	2,705			